

○申請書作成に当たっての留意事項

- ① 申請書は1部提出してください。提出された申請書は返却しませんので、提出するものとは別にコピーなどの控えをお手元にとっておいてください。
- ② 申請先(農林水産大臣 ○○○○ 宛)
- ③ 収入印紙には消印をしないでください。消印をすると、無効になってしまいます。また、貼らずに同封してください。
手数料は8,000円です(電子納付5,700円)。収入印紙は郵便局で購入できます。
- ④ 登録証を必ず添付してください。
(有効期間の更新の申請に当たり、既存の登録証を提出いただくこととなりますので、必ず登録証のコピーを取り、手元に残しておいてください。)
- ⑤ 登録証を郵送する封筒(希望者)
登録の有効期間が更新された場合、新しい登録証が作成されます。登録証を郵送で受け取りたい方は、登録証の大きさがA4版ですので、A4版を折らずに入れることのできる封筒に、宛先を記載し、簡易書留分の切手を貼り、申請書とともに送付してください。(レターパックも可です。)

(簡易書留の場合の郵便料金)

定形外で 50 g までの場合	490 円(登録証 1 枚程度)
〃 100 g	〃 530 円
〃 150 g	〃 620 円

※令和2年12月21日付け、肥料の品質の確保等に関する法律施行規則の改正に伴い、更新申請書への押印(代表者印、捨印及び割印)は廃止となりました。
なお、押印のある申請書についても従来通り受理は可能です。

※e肥料(肥料情報システム)を使用して、電子申請も可能です。
事前にアカウント登録が必要になりますので、詳細は以下のURLをご参照下さい。
https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_hiryo/160801.html

郵送先及び問合せ先

〒460-8516

名古屋市中区三の丸2-6-2 名古屋第4地方合同庁舎

農林水産省 東海農政局 消費・安全部農産安全管理課

TEL: 052-746-1315 (ダイヤルイン)

メールアドレス: hiryou_madoguchi_tokai@maff.go.jp